

報告第8号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和3年11月10日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 313,302円
- 2 損害賠償の相手方



令和3年9月30日 専決処分

説 明

令和3年9月2日午後1時頃、土地改良係業務の現地確認出動に伴い、美生ダム中央管理センター建屋内車庫から車両を後進した際、停車中の相手方車両に接触し、車両を損傷させたものであります。

# 位置図

